

「秋田おもてなしスタッフ」募集要綱

1 目的

平成25年10月から12月にかけて開催された秋田デスティネーションキャンペーン(以下、秋田DCとする)を契機に、「秋田おもてなしスタッフ」を募集し、来訪されたお客様に対する県民参加型の「秋田おもてなし運動」を展開してきました。

さらに、平成29年4月から6月にかけて開催されるJR東日本の「重点販売地域指定」に伴う大型観光キャンペーンを契機に、観光施設等におけるおもてなしサービスをまとめ、新たにスタンプラリーを実施するなど、「秋田おもてなし運動」の強化を図ります。

2 「秋田おもてなしスタッフ」の活動

「秋田おもてなしスタッフ」の登録団体には、県内における以下のような活動の実施をお願いします。

- (1) 「秋田めぐりスタンプラリー(仮称)」(以下「スタンプラリー」という。詳細は、別紙「秋田めぐりスタンプラリー(仮称)実施要綱」参照)に協力する観光事業者(以下、「スタンプラリー協力事業者」という。)
 - ①スタンプラリーに参加する観光客に対するサービス、特典、割引等の企画・提供
- (2) スタンプラリー協力事業者以外の団体
 - ①「ようこそ」の思いを込めたあいさつや声かけ
 - ②「また来てください」の思いを込めた列車や観光バスへの手振り
 - ③施設・店舗・道順・交通機関等の紹介説明や情報提供
 - ④店舗前や歩道・にぎわいスポット等の清掃・美化ディスプレイ活動
 - ⑤観光パンフレットの店内設置や配布・ポスターやのぼりの掲示PR
 - ⑥名所ボランティアガイドや町歩きガイドの実施やプランの紹介提供
 - ⑦各種参加型体験プラン企画運営や情報提供
 - ⑧各種お祭り・イベントの企画運営や情報提供
 - ⑨その他、自発的なおもてなし活動やサービス活動

3 登録手続き

(1) 新規登録

新規登録を希望する団体は、「秋田おもてなしスタッフ登録申込書」(以下、「登録申込書」という。)により、一般社団法人秋田県観光連盟(以下、「観光連盟」という。)あてに申し込んでください。(電子メール、FAX、郵送、持参いずれでも可)

(2) 登録団体における活動内容等の再登録

既に「秋田おもてなしスタッフ」に登録されている団体に対し、観光連盟から依頼文書を送付しますので、登録の継続を希望する場合は、「秋田おもてなしスタッフの活動内容等の再登録申込書（以下「再登録申込書」という。）により、観光連盟あてに申し込んでください。（電子メール、FAX、郵送、持参いずれでも可）

(3) 認定通知書等の交付

(1) の新規登録及び(2) の再登録を決定した場合は、「秋田おもてなしスタッフ」に係る認定通知書及び缶バッジを交付します。

ただし、新規登録について、以下に該当すると判断し、登録しない場合があります。

- ・公序良俗に反する又は反する恐れがあること
- ・おもてなし運動の趣旨に合わない内容であること

4 登録後の取り扱い

(1) 「秋田おもてなしスタッフ」缶バッジの着用

各団体において、県から交付された缶バッジを参加者に配付するとともに、参加者は缶バッジを目立つ位置にご着用ください。

(2) ホームページへの掲載

「秋田おもてなしスタッフ」に登録された団体の一覧をホームページに掲載するとともに、ホームページ上で活動状況等を随時紹介します。

5 その他

(1) JR東日本の「重点販売地域指定」に伴う大型観光キャンペーンの終了後も、「秋田おもてなしスタッフ」の皆さんには、おもてなし活動の継続をお願いします。

(2) 登録を解消された場合でも、缶バッジを返却いただく必要はありません。「秋田おもてなしスタッフ」活動の記念としてお持ちください。